

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>		<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>○研究開発 ・総合科学技術会議を通じた科学技術予算編成におけるメリハリの徹底。就中、エネルギー分野の見直し</p>	<p>内閣府 文部科学省 経済産業省</p>	<p>・経済産業省においては、科学技術予算におけるメリハリの徹底を図るため、研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス21）の創設と既存プロジェクトの徹底した見直しによる重点分野への予算集中を実施。 その結果、 ①フォーカス21については、総合科学技術会議における優先順位付けも踏まえた質的向上を図り、15年度政府原案では30プロジェクト、367億円を投入。また、平成14年度補正予算として、一部プロジェクトを前倒し実施（総額65億円）。</p>	<p>平成15年度予算政府原案及び平成14年度補正予算に反映。  ・環境・エネルギー ・情報家電・ブロードバンド・IT ・健康・バイオテクノロジー ・ナノテクノロジー・材料の4分野について平成14年12月に「産業発掘戦略」を策定。</p>	<p>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクトの着実な実施が重要。 ・「産業発掘戦略」（平成14年12月内閣官房策定）を踏まえて、研究開発プロジェクトを実施することが重要。</p>	<p>②平成15年末及び③それ以降 ・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクト等の真に政策的意義の高いプロジェクトを選定するとともに、「産業発掘戦略」を踏まえ、研究開発プロジェクトの効果的・効率的な実施を着実に挙げる。</p>

	<p>②既存プロジェクトについては、ゼロベースから徹底的に見直し、239事業のうち、198事業について廃止・終了・削減を実施。</p> <p>・また、エネルギー分野の見直しについては、エネルギー特別会計の抜本的な見直しの中で、エネルギー技術開発についても抜本的に見直しを行ったところ。 (エネルギー特別会計の抜本的な見直しにおける対応状況、主な成果、課題等については、「地球環境にも配慮したエネルギー政策」の項で記載。)</p>			
--	--	--	--	--

### 八. 規制改革

<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>	<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に間断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>
-------------------------------------	--	--	---	-----------------------------

### 二. 金融システム改革

<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>	<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に間断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>
-------------------------------------	--	--	---	-----------------------------

		・政策投資銀行による事業再生ファンドへの出資制度を拡充。産業再編に資する事業を対象に加えた。	産業投資特別会計からの増資500億円により、ファンド規模1000億円を増額（合計規模2000億円）。		不良債権処理の加速化に伴い、事業再生案件に関するファンドへの出資ニーズが高まることが予想されるところ、来年度においても追加的な予算措置が望まれる。
	内閣府 財務省 経済産業省	・「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出。	100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&Aを作成し、法案の提出とともに公表。	個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立。 ②機構の設立及び円滑な運営。 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。
<b>ホ. その他の制度改革</b>					
○研究開発 ・総合科学技術会議を通じた科学技術予算編成におけるメリハリの徹底。就中、エネルギー分野の見直し	内閣府 文部科学省 経済産業省	・経済産業省においては、科学技術予算におけるメリハリの徹底を図るため、研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス21）の創設と既存プロジェクトの徹底した見直しによる重点分野への予算集中を実施。 その結果、 ①フォーカス21については、総合科学技術会議にお	平成15年度予算政府原案及び平成14年度補正予算に反映。  ・環境・エネルギー ・情報家電・ブロードバンド・IT ・健康・バイオテクノロジー ・ナノテクノロジー・材料	・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクトの着実な実施が重要。 ・「産業発掘戦略」（平成14年12月内閣官房策定）を踏まえて、研究開発プロジェクトを実施することが重要。	②平成15年末及び③それ以降 ・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクト等の真に政策的意義の高いプロジェクトを選定するとともに、「産業発掘戦略」を踏まえ、研究開発プロジェクトの効果的・効率的な実施を着実に進行。

	<p>ける優先順位付けも踏まえた質的向上を図り、15年度政府原案では30プロジェクト、367億円を投入。また、平成14年度補正予算として、一部プロジェクトを前倒し実施（総額65億円）。</p> <p>②既存プロジェクトについては、ゼロベースから徹底的に見直し、239事業のうち、198事業について廃止・終了・削減を実施。</p> <p>・また、エネルギー分野の見直しについては、エネルギー特別会計の抜本的な見直しの中で、エネルギー技術開発についても抜本的に見直しを行ったところ。</p> <p>（エネルギー特別会計の抜本的な見直しにおける対応状況、主な成果、課題等については、「地球環境にも配慮したエネルギー政策」の項で記載。）</p>			
<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>	<p>・「早期事業再生ガイドライン(案)」を作成、2月14日よりパブリックコメントを開始(20日迄)。2月下旬に正式公表。</p>	<p>早期事業再生の慣行定着に向けて、官民の取り組むべき課題を提案。</p>	<p>ガイドラインの活用・実現。</p>	<p>政府の取り組むべき課題については、関係省庁と協力しつつ迅速に制度を整備し、民間が取り組むべき課題については、広く関係者に働きかける。</p>

	内閣府 財務省 経済産業省	・「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出。	100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&Aを作成し、法案の提出とともに公表。	個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立。 ②機構の設立及び円滑な運営。 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内を取得した債権等の処分を行う。
--	---------------------	--	--	--	--

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>③産業再生法の抜本改正産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正を行い、「基本指針」を踏まえて、事業再構築、共同事業再編、経営資源再生等の取組に対し、所要の支援措置を講ずる。これにより、個別企業の事業再構築に加え、企業の壁を越えた業界再編、活用可能な経営資源の早期再生を加速する。</p>	経済産業省	産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。	既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を拡大。	現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。	今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。
ハ. 規制改革					
<p>③産業再生法の抜本改正産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正を行い、「基本指針」を踏まえて、事業再構築、共同事業再編、経営資源再生等の取組に対し、所要の支援措置を講ずる。これにより、個別企業の事業再構築に加え、企業の壁を越えた業界再編、活用可能な経営資源の早期再生を加速する。</p>	経済産業省	産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。	既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を拡大。	現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。	今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。

二. 金融システム改革					
<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設</p> <p>・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>	<p>内閣府 財務省 経済産業省</p>	<p>「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出</p>	<p>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。</p> <p>・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&amp;Aを作成し、法案の提出とともに公表。</p>	<p>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</p>	<p>①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</p>

・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関（株式会社形態かつ存続期間を設定）とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。

同上

同上

同上

同上

<p>・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>③産業再生法の抜本改正産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正を行い、「基本指針」を踏まえて、事業再構築、共同事業再編、経営資源再生等の取組に対し、所要の支援措置を講ずる。これにより、個別企業の事業再構築に加え、企業の壁を越えた業界再編、活用可能な経営資源の早期再生を加速する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に間断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>

<p>④日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</li> </ul>	<p>財務省 金融庁 経済産業省</p>	<p>企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化 (平成14年11月22日)</p>	<p>企業再生ファンドの組成の促進</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)</p>	<p>事業再生の円滑な進捗</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融市場の活性化を図り、適切な資金の供給がなされるよう、ローン担保証券(CLO)を含むクレジット・デリバティブの活用など、金融上の仕組みの整備に対する支援を行う。</li> </ul>	<p>経済産業省</p>	<p>金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設 (平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>①②③ リスクアセット圧縮により与信の改善を図る民間金融機関の取組に適切に対応</p>

<p>・厚みのある市場を整備するとともに、金融市場の活性化を図るため、日本政策投資銀行は、民間金融機関と連携して証券化の手法を活用する。</p>	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設 (平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>①②③ 厚みのある市場の整備等につながる民間金融機関の取組に適切に対応</p>
--	----------------------	---	---	--	--

<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設          ・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>	<p>内閣府          財務省          経済産業省</p>	<p>「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出</p>	<p>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。          ・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&amp;Aを作成し、法案の提出とともに公表。</p>	<p>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</p>	<p>①法案の成立          ②機構の設立及び円滑な運営          ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</p>

・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関（株式会社形態かつ存続期間を設定）とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。

・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。

④日本政策投資銀行による 事業再生・産業再編に係る 支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出 資制度の拡充、再建企業の 資産を買収・承継する第三 者企業に対する融資制度の 充実等を行う。	財務省 金融庁 経済産業省	企業再生ファンドへの出資制 度について、運用の弾力化 (平成14年11月22日)	企業再生ファンドの組成の促 進		①②③ 企業再生ファンドへの出資制 度、DIPファイナンス、産業活 力再生支援融資により、事業 再生・産業再編を支援。
	財務省 経済産業省	再建企業の資産を買収・承継 する第三者企業に対する融資 制度について、融資対象に営 業権等の非設備資金を加える 等の制度拡充(平成14年11月 22日)	事業再生の円滑な進捗		①②③ 企業再生ファンドへの出資制 度、DIPファイナンス、産業活 力再生支援融資により、事業 再生・産業再編を支援。